

著作権	判決年月日	令和4年6月29日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和4年(ネ)第10005号		

○ 漫画の海賊版を掲載するウェブサイトには広告を提供して広告料を支払っていた控訴人らの行為が同ウェブサイトにおける公衆送信権の侵害行為を共同して幫助する行為に当たり、当該行為について控訴人らには少なくとも過失があったと判断した上で、著作権法114条1項に基づく損害について判断した事例。

(事件類型) 損害賠償請求 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 民法719条1項・2項、民法709条、著作権法114条1項

(原判決) 東京地方裁判所令和3年(ワ)第1333号・令和3年12月21日判決  
判 決 要 旨

1 被控訴人(原審原告)は漫画家であり、控訴人A及びB(原審被告ら)は、いずれもインターネットの広告を取り扱う広告代理業をその目的に含む株式会社である。

本件は、被控訴人が、「漫画村」という名称のウェブサイト(本件ウェブサイト)上に被控訴人が著作権を有する漫画(原告漫画)がアップロードされ被控訴人の公衆送信権が侵害されたことについて、控訴人らに対し、本件ウェブサイトに広告を提供して本件ウェブサイトの管理運営者に広告料を支払ったという控訴人らの一連の行為(本件行為)は上記侵害についての幫助行為に当たると主張して、不法行為(民法719条1項・2項、709条)に基づき、損害賠償金1100万円及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

2 原判決は、被控訴人の請求をいずれも認容した。これを不服として、控訴人らが控訴を提起した。なお、上記1100万円について、被控訴人は、原審においては専ら売上減少額1000万円と弁護士費用100万円の合計額である旨を主張していたが、控訴審において、上記1000万円は著作権法114条1項による損害2億1125万8200円の内金(一部請求)である旨の主張を選択的に追加した。

3 本判決は、原判決と同様に、控訴人らが共同して遂行したというべき本件行為は本件ウェブサイトにおける原告漫画についての公衆送信権の侵害行為を幫助する行為に当たり、本件行為について控訴人らには少なくとも過失があったと判断した上、被控訴人の追加主張を踏まえ、著作権法114条1項に基づく被控訴人の損害は一部請求額を超えるものと判断し、控訴人らの控訴をいずれも棄却した。それら判断の概要は次のとおりである。

(1) 本件行為の幫助行為該当性等について

広告料収入がほとんど唯一の資金源であったというべき本件ウェブサイトの運営実態からすると、本件ウェブサイトに広告を出稿しその管理運営者側に広告料を支払うという行為は、一般的に、本件ウェブサイトを運営するためのほとんど唯一の資金源を提供することによって、著作権者の許諾を得ずに無断で漫画を掲載するという本件ウェブサイトの管理運営者の行為を補助しあるいは容易ならしめる行為に当たる。控訴人らが共同して遂行

していたというべき本件行為について、上記と異なって解すべき事情は見当たらない。

(2) 控訴人らの過失について（なお、被控訴人は、遅くとも平成29年5月の時点で控訴人らには故意又は過失があった旨を主張した。）

控訴人Aは、自ら運営するアドネットワークを利用して本件ウェブサイトにて広告の配信を開始するに当たり、本件ウェブサイトの表題及びURLの提示を受け、それらを含む情報に基づいて登録の可否を審査して承諾し、手動で広告の配信設定をしたものであるところ、広告収入が違法サイトの収入源となっていることが大きな問題とされていたなどといった平成29年に至るまでの状況、本件ウェブサイトについては、同年4月までの時点で、登録不要で完全無料で漫画が読めるとされ大量の漫画が掲載されていることが一見して分かる状態にあり、その違法性を指摘するツイートが複数されていたほか、遅くとも同年5月10日時点において、日本の著作物について、著作権が保護されないという前提で掲載されていること等が閲覧者に容易に分かる状態となっていたことを踏まえると、遅くとも同月までの時点で、控訴人らにおいては、本件ウェブサイトに掲載された多数の漫画が著作権者の許諾を得ることなく掲載されているものであることや、本件ウェブサイトが広告料収入をほぼ唯一の資金源とするものであること、それゆえ控訴人らが本件ウェブサイトにて広告を提供し広告料を支払うことは著作権侵害行為を支える行為に他ならないことを、容易に推測することができた。そうすると、控訴人らは、同月時点で、本件ウェブサイトの管理運営者に著作権者との間での利用許諾の有無等を確認して適切に対処すべき注意義務、又は、そもそもそのような確認をするまでもなく本件ウェブサイトへのアドネットワークへの登録を拒絶すべき注意義務（既にその登録作業を終えていた場合にはそれに係る契約を解除するなどして対応すべき注意義務）を負っていた。控訴人らが同月時点で上記注意義務を怠り、その後、安易に本件行為を継続的に遂行していたことは、その後の控訴人らの行動等によっても裏付けられている。予見可能性や結果回避可能性がなく注意義務違反はなかったという控訴人らの主張は、いずれも採用できない。

(3) 著作権法114条1項の損害について

本件ウェブサイトにおける漫画の閲覧方法や訪問者一人当たりの閲覧ページ数（PV）が10.69と認められることを踏まえた上で、本件ウェブサイトを訪れた場合、一度の訪問で複数巻を閲覧することが十分に考えられる一方で途中まで試し読みをして閲覧をやめるようなことも考えられること、その他諸事情を総合的に考慮すると、少なく見積もっても、平均して、漫画1冊当たりの「受信複製物」の数量は、本件ウェブサイトの訪問者数の5割（PVの約5%、二度の訪問当たり1冊）と認めるのが相当である。

その上で、原告漫画が掲載されていた期間における本件ウェブサイトの訪問者数、本件ウェブサイトにて閲覧し得た漫画の数のほか、原告漫画については平均の2倍程度の訪問者を得ていたとみるのが合理的であることを踏まえ、掲載されていた原告漫画の巻数等を基礎として算定すると、被控訴人の受けた損害の額は、弁護士費用を含め、被控訴人の一部請求額1100万円を超えるものと認められる。